

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)の概要

項目	概要
第1条 目的	動物の愛護及び管理に関する法律を補完すること、条例が目指すものを目的として明示
第2条 県の責務	県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると規定
第3条 県民の責務	県民は、動物愛護についての理解を深めるとともに、県が実施する動物愛護管理に関する施策に協力するよう努めると規定
第4条 動物の所有者等の責務	動物の所有者等の責務について規定 ○動物の所有者は、終生飼養がやむを得ない事情により困難となった場合には、自らの責任で譲渡するよう努めなければならない。 ○猫の所有者又は占有者は飼養施設で飼養又は保管するよう努めなければならない。
第5条 情報提供等	県が行う情報提供について規定 ○県は、動物の虐待及び遺棄の防止その他動物の愛護と適正な飼養に関し、普及啓発を図るものとする。 ○県は、動物の所有者に対し、その飼養する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を取るための支援を行うものとする。
第6条 動物の返還及び譲渡の推進	県は、殺処分がなくなることを目指して動物の返還及び譲渡等の施策を講ずると規定
第7条 市町村等との連携	県は、市町村、動物愛護団体、動物愛護推進員その他関係者と連携して、動物愛護管理に関する施策を実施すると規定

<p>第8条 動物の所有者又は占有者の遵守事項</p>	<p>動物の所有者又は占有者の遵守事項について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共の場所又は建物等を汚損及び損壊しないよう必要な措置を講ずること。 ○適正飼養が困難とならないよう繁殖に関する適切な措置を講じること。(所有者に限る。) ○逸走、放し飼い等により自然環境保全上の問題が生じないようにすること。
<p>第9条 多頭飼養の届出</p>	<p>犬又は猫の所有者又は占有者は、その飼養数が10以上となったときには30日以内に知事に届け出なければならないと規定</p>
<p>第10条 変更等の届出</p>	<p>多頭飼養の届出事項に変更等が生じた場合の手続について規定</p>
<p>第11条 逸走した場合の措置</p>	<p>特定動物が逸走した場合に講じる措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定動物を逸走させた所有者は直ちに知事に通報するとともに人の生命等に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 ○知事は通報を受けた場合、必要と認めるときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければならない。
<p>第12条 事故が発生した場合の措置</p>	<p>特定動物が人の生命等への危害を加えた場合の届出について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定動物の所有者は、発生した事故及び講じた措置の内容を直ちに知事に届け出なければならない。
<p>第13条 立入調査等</p>	<p>報告徴収及び立入調査等の知事の権限について規定</p>
<p>第14条 動物愛護管理員</p>	<p>動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所に勤務する職員の中から動物愛護管理員を命ずると規定</p>
<p>第15条 市町村に対する協力</p>	<p>市町村の求めに応じ、県は、情報提供、技術的な助言その他の必要な協力をすると規定</p>
<p>第16条 市町村条例との関係</p>	<p>市町村条例との競合部分についての適用除外を規定</p>
<p>第17条 委任</p>	<p>規則への委任について規定</p>

第18条 — 第21条 罰則

第9条から第13条までの規定に違反した場合の罰則を規定

※ 多頭飼養の届出義務違反又は虚偽の報告

・・・5万円以下の過料

特定動物の逸走時の通報義務違反

・・・5万円以下の罰金又は科料

事故発生時の措置の届出義務違反

・・・5万円以下の罰金又は科料

立入調査の拒否、忌避

・・・5万円以下の罰金又は科料 等